

令和 7 年 第 3 回 錦江町議会臨時会会期日程

月 日	曜	会議・休会・その他	備 考
8 月 8 日	金	本会議（開 会） 議案 4 件（補正予算 1 件、契約 3 件） （閉 会）	

議事日程第 1 号

令和 7 年 第 3 回 錦江町議会臨時会議事日程

開会の日時

令和 7 年 8 月 8 日（金）

午前10時開議

開会の場所

錦江町議会本庁議場

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 議案第 4 7 号 令和 7 年度錦江町一般会計補正予算（第 3 号）について
（ 町 長 提 出 ）

日程第 4 議案第 4 8 号 令和 7 年度役場本庁舎非常用発電装置改修工事請負契約の
締結について
（ 同 上 ）

日程第 5 議案第 4 9 号 令和 7 年度消防ポンプ自動車購入契約の締結について
（ 同 上 ）

日程第 6 議案第 5 0 号 令和 7 年度防災倉庫設置業務委託契約の締結について
（ 同 上 ）

閉 会

令和7年 第3回錦江町議会臨時会 会議録

召集の年月日 令和7年8月8日
召集の場所 錦江町議会議場

出席議員	1番	木下巧大	
	2番	城下香代子	
	3番	宿利原洋一	
	5番	久保勇太	
	6番	落司道子	
	7番	染川金治	
	8番	小吉昭弘	
	9番	水口孝俊	
	10番	池田行徳	
	11番	浪瀬亮祐	
欠席議員			

職務のため出席した者

議会事務局書記 刈田由紀子

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	新田敏郎		
教育長	鎌田広文		
総務課長	坪内裕二郎	住民生活課長	川路昭典
未来づくり課長	上吹越寿次	観光交流課長	池水国博
政策企画課長	高崎満広	産業建設課長	猪鹿倉勝志
介護福祉課長	笹貫新一郎	教育課長	白井寿子
住民税務課長	濱田竜大	農業委員会事務局長	坂口美智代
会計課長	藤崎みずえ	総務課財政管係長	今村学
建設課長	船迫修一	総務課総務主査	小川弘晃
産業振興課長	木下勝幸		

令和 7 年 第 3 回 錦江町議会臨時会会議録

令和 7 年 8 月 8 日（金）午前 10 時 00 分

錦 江 町 議 会 議 場

	(開会)
○浪瀬議長	ただいまから、令和 7 年第 3 回錦江町議会臨時会を開会します。 ここで、欠席届について、有村副町長、宮園健康保険課長、菖蒲議会事務局局長兼監査委員事務局長から、本会議欠席の届けがありましたので、報告いたします。 これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめ配布いたしましたので、ご了承願います。
	日程第 1 会議録署名議員の指名
○浪瀬議長	日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、6 番、落司議員、7 番、染川議員を指名いたします。
	日程第 2 会期決定の件
○浪瀬議長	日程第 2、会期の決定の件を議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は本日 1 日間にしたいと思えます。ご異議ございませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、会期は本日の 1 日間に決定します。
	日程第 3 議案第 47 号
○浪瀬議長	日程第 3、議案第 47 号、令和 7 年度錦江町一般会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	おはようございます。議案第 47 号、令和 7 年度錦江町一般会計補正予算（第 3 号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、補正総額は 2,836 万円の増額で、累計は 82 億 1,145 万 7,000 円となりました。 主な内容につきましては、歳出は、定額減税補足給付金を 2,721 万円、並びに事務費を 115 万円、また、歳入につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を 2,836 万円、それぞれ増額するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)

○浪瀬議長	これから、質疑を行います。第1表歳入歳出予算補正の歳入14款国庫支出金と、歳出2款総務費を一括して、質疑を行います。質疑ありませんか。
○5番 久保議員	はい。
○浪瀬議長	5番、久保議員。
○5番 久保議員	昨年度の物価高騰対策重点支援事業かと思いますが、こちら対象の人数、世帯になるのか分かりませんが、対象の人数の方を教えてくださいと思います。
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	町長。
○新田町長	久保議員のご質問にお答えします。その件につきましては、住民税務課長から答弁させます。
○濱田 住民税務課長	はい。
○浪瀬議長	住民税務課長。
○濱田 住民税務課長	それでは久保議員のご質問にお答えいたします。ご質問のありました対象人数につきましては、昨年度実施しました定額減税、それで定額減税し切れないと見込まれる方にですね、調整給付金を支給しまして、今回、6年度の所得税額等の実績が確定したものにより、不足が生じる場合に追加で給付するものであります。 対象人数につきましては、給付の対象者として814名分を今回の予算で計上しているところでございます。内訳としましては、昨年度、支給した分につきましては、実績に伴い、追加等が見込まれる者583名、その他、確認等を行いまして、追加が給付必要な者が231名ということで、814名分を対象としているところです。こちらのニーズにつきましては、また今後、確認、精査をして、最終的に人数が決定するという形になります。以上です。
○5番 久保議員	はい。
○浪瀬議長	久保議員。
○5番 久保議員	814名の方ということですが、こちら今年度、確定申告をした上で所得等が確定したので、また追加ないしそういった補填をする必要になったのかというふうな理解なんです、そこら辺はその理解でよろしかったでしょうか。
○濱田 住民税務課長	はい。
○浪瀬議長	濱田住民税務課長。

○濱田 住民税務課長	久保議員の質問の回答につきましては、6年度の所得税が確定したことによってですね、前回支給した分の所得の金額とか、そういったところで差額が出るものでありますので、対象者につきましては、今度の6年度の額の確定によって対象者を決めて支給するものであります。以上です。
○5 番 久保議員	はい。
○浪瀬議長	久保議員。
○5 番 久保議員	承知いたしました。個別のそういった数値の確定という大変な作業かと思いますが、是非しっかりと遂行していただきますよう、よろしくお願いいたします。以上です。
○浪瀬議長	ほかに質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、議案第 47 号、令和 7 年度錦江町一般会計補正予算（第 3 号）についてを採決します。お諮りします。議案第 47 号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 47 号、令和 7 年度錦江町一般会計補正予算（第 3 号）については、原案のとおり可決されました。
	日程第 4 議案第 48 号
○浪瀬議長	日程第 4、議案第 48 号、令和 7 年度役場本庁舎非常用発電装置改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。本件について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 48 号、令和 7 年度役場本庁舎非常用発電装置改修工事請負契約の締結につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、令和 7 年 7 月 1 日に条件付一般競争入札に付した令和 7 年度役場本庁舎非常用発電装置改修工事につきまして、工事請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○浪瀬議長	これから、質疑を行います。質疑ありませんか。
○9 番	はい。

水口議員	
○浪瀬議長	9 番、水口議員。
○9 番 水口議員	この契約でびっくりしたのが、1 億 5,000 万という金額が問題じゃないかということで質問させていただきます。公舎の屋根もちょうど今されている、この状況の中で1 億 5,000 万という数字がはっきりと出てきました。これはもう更新の予定ちゅうのやらあったんですかね。庁舎を作ったときから、もうこの改修もですが、この非常用電源も何か理由があったんですか。
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	町長。
○新田町長	水口議員のご質問にお答えします。まず、この本庁舎非常用発電装置につきましては、老朽化が激しいということもございまして、これまでどのタイミングで更新しようかというようなところで様子を見ておりました。全員協議会の中でもちよっとご説明をさせていただきましたが、緊急防災減災事業債が令和 7 年度で制度が一旦終了するという状況でございます。したがって、有利な起債として 70%を地方交付税で補填できる関係もございましたので、緊急ではございましたけれども、ご提案させていただいたものでございます。
○9 番 水口議員	はい。
○浪瀬議長	9 番、水口議員。
○9 番 水口議員	前もちよっと説明は聞きましたけれども、金額的に 1 億 5,000 万っちゅうのには、ちよっと庁舎もだし、3 億ぐらいの予算はかかるということで質問させていただきました。私がなぜかっちゅうたらですね、今、こっちの入り口の丸い建物の中に、設備っちゅうのはあるわけですか。この更新する発電用の機械は中に入っているわけですか。
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。
○新田町長	現在の発電設備は、水口議員がおっしゃるように、入り口の丸い建物の中に入っております。ただ、今回更新するものにつきましては、72 時間の非常用電源確保、それから電算室、災害対策本部における電源供給をすることになりますことから、それ以外にも施設が増幅することが考えられます。詳細につきましては、総務課長から答弁させます。
○坪内 総務課長	はい。
○浪瀬議長	坪内総務課長。
○坪内	水口議員のご質問にお答えします。非常用発電装置につきましては町長か

総務課長	らありましたとおり、今、丸い建物キュービクル内に納めてございますけれども、今回更新する発電機につきましては、キュービクル室の北側ですね、横側のほうに発電機を設置する計画でございます。 併せてですね、先ほど町長からもありましたけれども、災害対策本部、2階部分ですね庁舎のですね、そこの電源確保も必要ですし、全課にですね、停電になったときの電力が供給されていなかったものですから、そこもカバーできるように、全課も電力、電気が来るような形でですね更新する関係で、設備がどうしても大きくなります。ですので、このような金額になりました。 しかしながらですね、先ほどありましたけれども、緊急防災減災事業債を充てると申しましたけれども、これにつきましては、充当率 100%で交付税措置率は 70%です。契約金額は元金と利子とを合わせてですね、実際、償還は 1 億 7,200 万ほどなんですけれども、そのうち 7 割相当の 1 億 2,000 万円が交付税措置されまして、本町の実質負担額は 5,200 万ほどになるという計画をしております。以上です。
○9 番 水口議員	はい。
○浪瀬議長	9 番、水口議員。3 回目です。
○9 番 水口議員	本庁の例えば、今、電算機、いろんな感じで、非常用とかも容量が必要だということは理解しております。この発電装置っちゅうのは、もう 1 億以上、高い品物だということも聞いております。ほんでですね、この、三共さんが取ったということで、そういう非常用のこういうのであれば、いろんな感じで、電気の専門業者がされるんじゃないか。だから、その北側っておっしゃるけど、屋根を外して、その機械を入れられるのか、入り口のドアから入れられるのか、そこらもちょっと考えたもんですから、今日こうして契約のときに説明をもらいたいということで、一応、質問しました、3 回目でございますけれども。ちょっと搬入の方法とか、三共さんのそういう建設業者じゃないとできないのか、そこらをちょっと聞かしてください。
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。
○新田町長	水口議員のご質問にお答えします。詳細のことにつきまして、総務課長から答弁をさせます。以上です。
○坪内 総務課長	はい。
○浪瀬議長	坪内総務課長。
○坪内 総務課長	水口議員のご質問にお答えいたします。今回の工事は、非常用発電なんですけれども、うちの場合は、建築一式工事の等級別表に載っております業者

	を対象としておりまして、三共さんが取られたということですが、そこも電気の資格も持っておりますし、そういった建築物全般にわたって電力というのは必要なものですので、対応できると考えているところです。以上です。
○浪瀬議長	ほかに質疑ございませんか。
○8 番 小吉議員	はい。
○浪瀬議長	8 番、小吉議員。
○8 番 小吉議員	今、いろいろ説明があったわけですが、私は質問をさせていただきたいのは、契約の方法です。条件付一般競争入札ということで事前審査型ということで、三共さんが取られておるわけですが、私ども理解するところにおけばですね、普通、この下に指名業者が何件か入ってされるっちゃうのが普通な考え方だと思いますけれども、そこで、特殊な工事なのかどうかは分かりませんが、条件付一般競争入札で事前審査型で、三共さんがとられたといういきさつを教えてくださいたいと思います。
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。
○新田町長	小吉議員のご質問にお答えします。まず、私どもの入札制度というのは、大前提は一般競争入札です。その特例が指名競争入札です。ここはご理解いただきたいと思います。 私どもは、総合交流センターを建設する半年前より、国からのご指導もあり、一般競争入札による公平性を担保するために、現在の入札制度、事前審査型というのを導入しております。ただし、全ての工事がその金額によるものではございませんので、金額の少ないものは指名競争入札によることもございますけれども、ある一定の金額以上は全て一般競争入札、事前審査型というのを採用しているところでございます。以上です。
○8 番 小吉議員	はい。
○浪瀬議長	8 番、小吉議員。
○8 番 小吉議員	ということはですよ、もう三共さん 1 本に、言えば随契みたいな感じでされたという取り方でいいわけですか。他に誰かおられたんですか。
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。
○新田町長	小吉議員のご質問にお答えします。実際は応札者は 3 社、入札参加者はあったそうです。ここでしっかりとその入札制度をご理解いただきたいのですが、一般競争入札というのは、どの事業者が参加するか、それすら誰も分か

	らない状況なんですね。そこで論文等を我々が検証したりした結果、一社でも入札は成立するとなっております。したがって、今回は3社入札に参加していただきましたが、仮に1社だったとしても、競争性を発揮されているということで、国等でも実施されている入札制度でございますので、その点はお理解を賜りたいと、決して随意契約ということではございませんので、その点はお理解賜りたいと思います。
○浪瀬議長	ほかに質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論は、ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、議案第48号、令和7年度、役場本庁舎、非常用発電装置改修工事請負契約の締結についてを、採決します。お諮りします。議案第48号は、このとおり決定することにご異議ございませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、議案48号、令和7年度役場本庁舎非常用発電装置改修工事請負契約の締結については、このとおり可決をされました。
	日程第5 議案第49号
○浪瀬議長	日程第5、議案第49号、令和7年度消防ポンプ自動車購入契約の締結についてを議題といたします。本件について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第49号、令和7年度消防ポンプ自動車購入契約の締結につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、令和7年7月22日に指名競争入札に付した令和7年度消防ポンプ自動車購入事業につきまして、購入契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○浪瀬議長	これから質疑を行います。質疑はありますか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)

○浪瀬議長	これで討論を終わります。これから、議案第 49 号、令和 7 年度消防ポンプ自動車購入契約の締結についてを採決をします。お諮りします。議案第 49 号は、このとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 49 号、令和 7 年度消防ポンプ自動車購入契約の締結については、このとおり可決されました。
	日程第 6 議案第 50 号
○浪瀬議長	日程第 6、議案第 50 号、令和 7 年度消防倉庫設置業務委託契約の締結についてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 50 号、令和 7 年度防災倉庫設置業務委託契約の締結につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、令和 7 年 7 月 22 日に指名競争入札に付した防災倉庫の導入を目的とした令和 7 年度防災倉庫設置業務委託につきまして、委託業務契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○浪瀬議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
○7 番 染川議員	はい。
○浪瀬議長	7 番、染川議員。
○7 番 染川議員	確認の意味で質問します。この防災倉庫、災害時のトイレ等にも利用するという点でもありました。動産買入れというような形ですけれども、防災倉庫というのは、簡易な移動式の倉庫ということで、動産ということで理解していいですかね。
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。
○新田町長	染川議員のご質問にお答えします。それにつきましては、総務課長から答弁させます。
○坪内 総務課長	はい。
○浪瀬議長	坪内総務課長。
○坪内	染川議員のご質問にお答えいたします。設置に当たっては、固定をするん

総務課長	ですけれども、私どもとすれば防災倉庫という観点から、動産ということで すけれども、条例の第3条ですね、その中に不動産と動産については、議案 が必要ということで、今回計上され、提案させていただいたところです。以 上です。
○浪瀬議長	ほかに質疑ありませんか。
○5 番 久保議員	はい。
○浪瀬議長	5 番、久保議員。
○5 番 久保議員	今回、町内5か所、神川、池田、宿利原、大原、でんしろう館に設置をす るというふうなご説明いただいてるんですけども、神川とでんしろう館は、 今、既存の施設でしっかり管理はされてると思うんですが、他の3小学校跡 地に関しては、今、閉校利活用委員会で議論されてるんですけど、この維持 管理をどうするかっていうとこ今まだ決まってない状況かと認識しており ます。 今回、防災倉庫を設置されて、災害時に活用するということなんですが、 逆に言いますと、日頃の平時のですねこの3学校の維持管理はちょっとどう されるのか、お伺いしたいと思います。
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。
○新田町長	久保議員のご質問にお答えします。まず、今回の防災倉庫につきましては、 避難所となっているところを中心に、防災トイレというものも含めた形での 設置を考えているところです。 それから、通常の管理ということでございますが、今現在、教育委員会の ほうで、跡地検討の活用等の委員会が立ち上がっておりますので、その中で 周辺の草払い等も含めて、地域の方々のご協力をいただきながら進めており ますので、直接的な管理は町がやっぱり実施していかざるを得ないというの は、中の備蓄品等のこともございますのでやっていきますけれども、将来的 に跡地活用も含めて、しっかりとした廃校跡について流れが示されてくれ ばですね、そういったところにも移管をしていくということも検討はできま すが、ただし、あくまでも避難者のためのトイレでしたり備蓄品が所蔵され ているところですので、一義的な管理主体は町だというふうに認識しており ます。以上です。
○5 番 久保議員	はい。
○浪瀬議長	5 番、久保議員。
○5 番	おっしゃるとおり、もちろん町が設置をしていただきますので、町が管理

久保議員	をされるという大前提あるかと思うんですけど、現実論としまして、今、おっしゃる委員会のほうに私も参加をさせていただいていますが、例えば今の公民館単位ですと、今の既存の事業といいますか、例えば中学校の跡地もありますので、そこの草刈りを、それこそ先週も参加させていただきましたけど、やはりかなりの労力を伴います、現実論としてですね。 今回、防災設置で森田ポンプで、消防車と一緒に森田ポンプさんが設置をされるということですけど、そこら辺の使い方のご指導も含めて、日頃の避難訓練といいますか、活用方法、そして先ほど申し上げたとおり、結局例えばその災害が起きたときに、当然これだけの規模のものを各避難所に設置をされるわけですが、草刈りもちろんですけど、何といいますか、日頃やっぱり維持管理をしてないとこの災害でももちろん使えませんので、特にこの役場とかで非常用発電だったら、もうここは当然日頃からちゃんと維持されている施設なんですけど、例えばそれが本当に人が常駐してない施設で、いざ災害が起こって避難所を開設して、この倉庫を使つてっていうふうなステップにおいては、やはり日頃どれだけその維持管理、あるいはこの設備に熟知している、あるいはそういうふうな管理に責任を負うような体制をして敷いてないと、いざというときに本当にこの効果を発揮されるのかということとでちょっと懸念を持っているところではございます。 今おっしゃるように、もちろんこの倉庫に関しては、町がもちろん維持管理をされるということなんですけど、日頃からのですね、廃校になって今まだ所管は町だと思いますので、そこのこの廃校跡地の今の現状に関しても、何らかのですね措置を講じていただかないと、せっかくこの設置をされたこの施設がですね本当に効果発揮できるのかというところが、今ちょっとどうなのかなというところがございますので、そこら辺のですね連携の在り方ももちろんその地区の公民館もそうですし、今後どこが運営主体になるのかまだはっきりしてないところあるかと思うんですが、そこら辺の災害時における対応においてはしっかりとしてですね、明文化した規定なり、あるいはそういった連携協定なり結んでいただければと思うんですが、そこら辺いかがでしょうか。
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。
○新田町長	久保議員のご質問にお答えします。おっしゃるように、一旦緩急の際にどういうふうにそれが活用されるのかというのは非常に大事なことで私も思っております。したがって、設備を設置しましたら、地域の方々にもご説明の機会は当然のごとく設けていきたいと思っておりますし、当然身近な消防団の方々への指導というのは必要だというふうに思っております。

	それから、今後、その使い方につきましてもですが、避難所開設となりましたときには、必ず役場消防隊を常駐させますので、そういったメンバー、それから地域の消防団員の方々への指導、そういったところを徹底しながらですね、一旦緩急の際に、これがしっかりと利活用されるように、今後も指導を続けてまいりたいというふうに思います。以上です。
○5 番 久保議員	はい。
○浪瀬議長	5 番、久保議員。
○5 番 久保議員	おっしゃるように地域の消防、役場消防隊の方々が災害時にはですね、もちろん現場で指揮をとっていただくというふうに理解してるところですが、いかんせん本当にこの何ものなければ、逆にずっと活用がされるのか、放置といえますか、やはりその設置された倉庫の周りも当然除草もそうなんですけど、やっぱりこの避難所というまだ機能を有する学校施設に関してですね、現実論として、今、各委員会の中で公民館での活用というふうな名目のもとに、例えば草刈りでありますとか、あるいは木の剪定 1 つにとっても、あるいはそういった避難所となるところの清掃活動 1 つにとっても、とてもじゃないんですけど、今の各地区のマンパワーをこれ以上割いて維持ができるのかと。先般も地区の公民館の奉仕活動ありましたが、救急車で運ばれた方もいらっしゃいました。本当に作業される方々は、ある意味で本当に一般の町民さんですので、過度なご負担はあまりその地域にかけ過ぎると、せっかくこういうふうな機能が失われることにもなりかねないので、そこはある程度役場あるいはそういった消防団を含めた専門スタッフのですね、ちょっと関与を強くして運用していただきますよう、お願いしたいと思います。以上です。
○浪瀬議長	ほかに質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、議案第 50 号、令和 7 年度防災倉庫設置業務委託契約の締結についてを、採決します。お諮りします。議案第 50 号は、このとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 50 号、令和 7 年度防災倉庫設置業務委託契約の締結については、このとおり可決されました。 これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和 7 年度第 3 回議錦江町議会臨時会を閉会いたします。

	散会 10 : 38
--	------------